

平成 22 年度第 13 回岩手県大規模事業評価専門委員会

(開催日時)平成 23 年 2 月 14 日(月)【午前の部】11:15~12:20

【午後の部】13:00~17:10

(開催場所)エスポワールいわて 3 階 特別ホール

1 開 会

2 あいさつ

森杉専門委員長

3 議 事

(1)大規模公共事業の再評価について

- ・築川ダム建設事業 継続審議
- ・津付ダム建設事業 継続審議

(2)大規模施設整備事業の事前評価について

- ・国体選手強化施設整備事業(多目的屋内練習施設等整備) 諮問審議

(3)その他

4 閉 会

出席委員

森杉壽芳専門委員長、倉島栄一委員、佐々木幹夫委員、高樋さち子委員、
堤研一委員、平塚明委員、南正昭委員 (7名全員出席)

1 開会

<事務局から委員7名全員の出席により会議が成立する旨の報告>

2 あいさつ

森杉専門委員長 ダム関連事業に関しましては8回の審議を行ってまいりました。この間、委員の方々やパブリックコメント、専門家の方々からのご意見も提出されております。そのようなご意見の内容、それに対する県の考え方、それに関する委員会としての見解というものを取りまとめてきたつもりであります。パブリックコメントを含めてこれまで審議経過などは、昨年度と同じように一覧表に整理しておりまして、そこから、この専門委員会としての答申の方向性は導かれてくるものだと考えております。本日、若干の宿題について県の回答が残っておりますが、県の回答を聞いたうえで答申案の検討を行いたいと考えております。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

3 議 事

(1)大規模公共事業の再評価について

【午前の部】

・築川ダム建設事業 継続審議

森杉専門委員長 議事についてですが、築川ダム建設事業の継続審議ということですが、いつものとおり前回までの審議の振り返りをいたします。事務局からご説明をお願いいたします。

<事務局から資料 1 により築川ダム建設事業及び津付ダム建設事業に係る審議経過等について説明>

森杉専門委員長 ご質問ございませんか。

それでは、議事 1 の大規模公共事業の再評価に入ります。前回の専門委員会では、築川のダムと自然を考える市民ネットワーク代表代行の井上博夫さんをお招きしましてご意見をいただいたところです。ご意見では写真や図面などが示され、さまざまなお話があったところですが、専門委員会としては、県の考え方も聞いたうえで審議するという事になっていたものです。資料 2 についてのお話であろうと思いますが、よろしく願いいたします。

<河川課から資料 2 により築川ダム建設事業に係る議事関係者からの意見陳述に対する県の考え方等について説明>

森杉専門委員長 前回の井上さんからのご意見に対する県の見解と説明等、それから佐々木委員からのメモについてのご紹介をいただきました。ご意見、ご審議のほどお願いしたいと思います。

佐々木委員、こういう説明で間違いないでしょうか。よろしく。

佐々木委員 井上さんがいろいろな点から、いろいろな意見を提案しています。最初の基本高水流量の設定について、県は間違っていると言っておられます。基本高水流量の設定は治水計画の土台で大変重要な問題になります。井上さんが言っておられることについて詳細に検討してみると、はっきり学問的にそういうことはないよと言えるので、それについて私のほうから基本高水流量の設定について説明の文章を出しています。文章はどこに出ても誤解を招かないように表現については事務局に少し直してもらったところもあります。

基本的には、岩手県が設定した基本高水流量は正しいということです。

最後の 19 ページのところ、国土問題研究会報告書の中にはカバー率で基本高水流量を決定するという考え方を主張しており、県が一番大きい毎秒 780 立米という値を設定しているが、それは 100%のカバー率だから、もっと低いカバー率にしたらどうかという考え方を基本にして、治水計画の最初の出だしから岩手県の計画基本高水流量の設定について疑問があると書いていた報告書ですけれども、その学問的な誤りは 19 ページの 1 番目に明記してございます。1 番目ところは、何で一番大きい値をとるのが正しい設定になるのかという記述です。岩手県は、いままで実際に雨が降ったパターンでこれからも確実に出現しえる降雨パターンを抽出し、14 の降雨パターンがありますけれども、そのパターンで

(二日間雨量)210ミリの雨が降るということで、14の洪水流量を算出している。14の洪水の中で一番大きいのが計画基本高水流量として妥当であると決めています。カバー率ではなく、何でそういうふうにするのが河川工学的に妥当なのかということについては、ここに書いているとおりでございます。

他の視点から、ここをもう少し説明します。例えば基本高水流量を毎秒780立米ではなく2番目に大きい値、例を言うので簡単にしますが、毎秒700立米がありそれを基本高水流量に決定したとします。県がいろいろな事情で毎秒700立米に決めた場合に、毎秒700立米を上回る洪水が来た場合、仮に毎秒740立米という洪水がきた場合、その時は堤防から川の水があふれるわけです。堤防からあふれた氾濫水のため何人が犠牲になった場合、裁判が起こることが予想されます。実際に裁判が起こり被災にあった住民から岩手県知事に対し損害賠償があったとします。その場合は、岩手県の設定した計画基本高水流量は間違っているのではないかと、2番目に大きい洪水流量を基本高水流量として設定したのは妥当であったかどうか裁判の争点になります。そうすると、岩手県は毎秒780立米という数字が既に計算で出ていますので、裁判では、岩手県は間違っているということになります。

なぜかという、一番目に大きい毎秒780立米の洪水がくることを予想して知っていたのに、それを2番目に大きい毎秒700立米を計画の基本高水流量にしてしまった。ところがそれより毎秒40立米多い洪水がきて堤防から川の水があふれてしまった。氾濫水により被害が出たのは岩手県の洪水流量の設定の誤りである、というふうになります。ですから、毎秒780立米の洪水も、一番小さい毎秒200立米に近い洪水もこの14のパターンの中にはあるけれども、どれもほとんど同じ確率でくるということであれば、一番大きい毎秒780立米の洪水に大丈夫なように堤防やダムを造っていかなければいけない。人間の命と財産に関わる決定ですので、そういう重要な値、事項ということになります。結果的には、どの治水対策であってもくる洪水の中で一番大きい値、この場合は毎秒780立米をとった設定が正しいということになります。以上です。

森杉専門委員長 ありがとうございます。以上のご発言も含めて、今回の県の方針と言いますか、回答についてのご意見、ご審議をお願いいたします。

平塚委員 2点ほど確認させてください。1点目は、今、県からご説明のあった資料の4ページの整備計画 - 2、 - 3、これは前にも質問した点ですが、いわゆる氾濫を許容するうんぬんという話です。県がいつも国の中間とりまとめに関するパブリックコメントへの回答例を引用して、それを根拠に説明しておられるのですが、そもそもこのパブリックコメントへの回答の文章は、読んでいてちょっと奇妙な感じを受けます。というのは、ここに書いてありますように、「氾濫を許容するという考え方ではないと考えています」というのは、誰が書いているのか主体性がよくわからない。自分に書いたものに対してなのかどうか。それに注釈をして、後ろに下がったような書き方をしている。ちょっと自信のない書き方という風にも読めます。

中間とりまとめ案の本文を何度読んでも、氾濫の許容については特に積極的に書いていません。ただ、否定もしていないと思います。水田や畑地の遊水地的な利用については、要するに触れるのを避けているという感じを受けます。つまり、普通に読むと本文では触れずに、パブリックコメントへの答えの、しかもこれは非常に細かい字で80ページぐら

いにわたってびっしり書かれたものの中で、この1か所だけに書かれている。言ってみれば、一種の解釈のような部分を引用して、それを後ろ盾にして説明しているのがちょっと弱い気がいたします。

最初にこの「中間とりまとめ案」のとりまとめをするという出発点に当たっては、いわゆる「流域治水」ということがかなり強調されていたと思います。流域治水に関して、あるいは氾濫許容型の治水に関しては、既に1970年代、つまり建設省の時代から検討されていまして、現在でも、例えば社会資本整備審議会の河川分科会でも、かなり明確に浸水を許容したもので対策を考えたほうがよいのではないかと、これは2007年から2008年の委員会ですけれども、そこで明確に述べられています。ですから議論はされているけれども、それがこの中間とりまとめ案の表面には出てきていない、ということだと思えます。

そして、あとは県レベルでの解釈に任されているという部分が大きい。つまり、治水安全基準のパーフェクトを目指していったら、もうがちり固めていくしかないですけれども、もし、ここの解釈と思える部分を少し緩めれば、全く別の答えが出てくるのではないかと、というのが1つです。つまり、今後も県は、この国のパブリックコメントへの回答を抛り所に同じような考え方で進めるのかどうか、ということをお聞きしたい。

2点目は、7、8ページですけれども、この2割護岸の考え方はやはり間違っているのではないのでしょうか。この大本になっているのが、平成22年8月の国交省からの「中小河川に関する河道計画の技術基準について」ということですが、この原文の一番最初のほうに、河床幅はちゃんと確保しましょう、それを優先しましょう、ということが書いてあるはずですが。そのうえで、その次はどうなのだ、ということであって、ここで挙げられている例は、むしろ大本の書類では悪いほうとされる、のり面が緩勾配の例だと思います。つまり、それによって河床幅が狭い横断形となってしまう、課題が残る川づくりのほうの例に、これは極めて近いというか同じですね。

むしろ、のり面勾配は急でも河床幅を広く取ったほうが自然の回復が図られるということで、大本の文章ではよい例として挙げられているはずですが。今回の2割護岸案は明らかに間違っていると思いますが、いかがでしょうか。その2点です。

河川課及川河川開発課長 4ページ目の「氾濫を許容するという考え方ではないと考えています」とは誰が書いた文章かということですが、有識者会議でまとめた中間とりまとめ案のパブコメですので、基本的には有識者会議で答えた内容になっていると思います。これまでに、様々なご意見をいただいて、氾濫を許容するという考えが提言されてきたという事実はございます。しかしながら、全国各地でそういうふうにして計画が動いてきたかという点、実際はそうでもない。なかなか難しいということでございまして、県でも各種、国の委員会で提言されてきたことは考えつつも、県としては農地も守るべき資産であるという考えのもとに、例えば災害時、被災した水田を守るような災害復旧工事もいままで行ってきております。基本的には、守るべき資産として計画を持っています。

ただし、おっしゃるように優先度は違うだろうということで、優先度で差をつけているというような考え方だと理解しています。

森杉専門委員長 優先度とは何ですか。

及川河川開発課長 宅地、人家連たん部と農地だけの場所とは、河川改修をする場合に、

どっちを先にやるかという優先度になります。

森杉専門委員長 先にやるという優先度ですね。堤防の高さを変えるという優先度ではないですね。その違いは全く違いますので、はっきりしていただきたいです。

及川河川開発課長 おっしゃるとおりでございます。

2つ目でございますけれども、平成 22 年 8 月に出た国の基準では、おっしゃるように川幅を確保するというところで、5分護岸は、結構いいというようなご意見はそのとおりだと思います。基準にもそのような旨が書かれています。5分護岸がいいということではなくて、河床幅を取ることが書かれています。ただし我々としては、それは基準に書かれておりますように、河床幅が河川の高さ、水深の高さの3倍以上、河床幅が取れる場合には、2割護岸よりも緩い勾配にしたほうが望ましいという考えが示されておりますので、その基準の考え方に沿って、今回、代替案の河川改修案を試算したものでございます。

森杉専門委員長 よろしいですか。もう1つありましたね。前半の部分のところ。

平塚委員 2つお答えいただきました。前半は優先度というのが逆にわからなくなりました。今後もこの方針、つまりこのような説明の仕方でも別の案件に対処するというのでしょうか、というのが1番目。2番目の今のお答え、ご説明は全然納得できないですね。

河川課松本総括課長 河川課長でございます。今の及川の説明を補足しますけれども、1つの事業採択の中で優先度、整備をする順序と言いますか、そういうものは、今、言ったようなことがありますよということです。ですから、1つの河川の中で、治水安全度を変えたり、委員長がおっしゃったように、堤防の高さを変えたりということはございません。整備をする順序と言いますか、時期的なものと言いますか、その中での順番は多少ばらつきはあります、というふうにとりいただければよろしいと思います。

それから先ほどから、2割護岸、5分護岸のお話が出ていましたけれども、8ページに例がございますけれども、2割護岸と5分護岸の絵があまりにも極端すぎると。確かに平成2年に多自然川づくり、当時は多自然型川づくりというのが国から示されまして、それが必ず2割護岸にしなさいということがございまして、示されている図表3になりますけれども、このような格好の姿になった河川は過去にはございます。ただ、今、平塚委員のほうからも話されましたけれども、築川の場合でも河床幅と水深の高さ、これが3倍程度取れるのであれば、それは2割護岸でやってもいいですよ。2割護岸でやったほうがより利活用ができますよと。5分護岸でやりますと、どうしても河川に近づくことができないということがございます。ですから、盛岡市内を流れているような、利活用が大いに期待できるような河川につきましては可能なかぎり2割護岸で、それから河川の平常時の自由度を高められる箇所などを確保する、それが基本になっているところです。以上です。

平塚委員 親水性ということを最重視するなら、そういう考え方もあるかもしれません。けれども、やはり川の問題でもう1つ常に重要になる、まさに今、課長さんがおっしゃったように、川の自由度、つまりどれだけ流路が変更するか、振れるか、それが周りの植物、植生の間をどういう具合に通っていくか、ということを考えれば、河床幅はなるべく広く取ったほうが環境にとっては望ましいし、それをこの間の国交省の考え方では、優先事項として河床幅を取るということで載せているわけですから、やっぱり2割護岸というのは

ちょっと不可解な答えだと思います。

及川河川開発課長 手元にこの技術基準の本文がございまして、それをかいつまんで読ませていただきます。

高樋委員 これは孫引きでしょう。オリジナルはどこにあるのですか。

及川河川開発課長 オリジナルは配付してございません。今、私の手元だけにございませぬけれども。

高樋委員 だから、オリジナルを使わないと。

森杉専門委員長 大きな問題だったら次回というわけにいきますけれども。大きな問題かもしれませんが。

高樋委員 お持ちのオリジナルの、該当部分の説明をお願いします。

及川河川開発課長 今、手元に技術基準の本文がございまして、河岸ののり勾配というところの記載には、「河岸ののり勾配は、河岸の自然復元や、水辺へのアクセスの観点から緩勾配とするほうが望ましい場合が多いものの川幅、用地幅の制約がある場合においても川が有する自然の復元力を活用するためには、一般に河岸ののり勾配を5分程度に立てて河床幅を十分に確保することが有効となる」ということが1つ書かれております。あとは、「川らしい景観を踏まえた横断形のあり方から」ということで、その本文に書いてある、「河床幅が横断形、高さの3倍以上を確保できる場合に、2割以上ののり勾配を採用することが望ましい」と書かれてございます。両論併記となっております、川幅が水深の3倍以上取れる場合には望ましいということ、5分も当然、環境に有効というようなことが書いております。

県としましては、望ましいというほうをとって、今回、代替案ということで試算したということでございます。

森杉専門委員長 よろしゅうございますか。

平塚委員 よろしくないと思います。

森杉専門委員長 どんなふうによくないという格好でとりまとめましょうか。今のところは、見解の相違でいいですか。今、問題になっているのは、原案のマニュアルが言っている内容は何か、ということでしょう。解釈の問題でしょう。

佐々木委員 今は都市河川、大きい街の中を流れる河川と、そうでない築川、北上川へ合流する付近までの、東京とか大阪に比べると田舎にあるような河川、まだいっぱい自然も残っている河川ですよ。川幅も比較的容易に変えられるというようなところは、できるだけ緩い勾配にしたほうがいいです。井上さんの言っているような勾配にすると、子どもなら滑り台とかそういうのに使って遊べるかもしれないけれども、年を取ってくると、滑って転んで、危険で下りられないですね。だから、下から上にあがる時も困るし、上から下にさがって川に行く時も困るし、危険です。だから2割より3割に、取れるなら3割にした方がいいし、可能な限り緩い勾配がいいです。

森杉専門委員長 という格好で、この議論は、違う見解が並んでいるけれど、一応、県はこういうことだということ、いいですかね。我ほうも違う見解があるだろう、ということで、この点は整理させていただきます。

佐々木委員 平塚委員は、何か別のことを重要視しておられたのではないですか。

森杉専門委員長 今この書いている内容がおかしいのではないかと、という問題提起だっ

たのですよね。

平塚委員 ですから、中小河川に関する河道計画の技術基準に書いてあるとおりに解釈すると、むしろ5分護岸が推奨されているのではないのでしょうか、ということです。ですから、参考にしてください。

森杉専門委員長 他にどうぞ。

堤委員 氾濫を許容することに関して、私は前からその方向で話をしているのですけれども、農地を守らないという表現の点、守らないとか守るとか表現するとうまくないのですが、当然、農地は守らなければならないと思うのです。ただ、守り方として、そこに堤防を造るという守り方もあれば、何十年に一遍の洪水の時に金銭で補償するという守り方だって、それは農地を守るということでは、私は実質的に同じだと思うのです。

つまり農地で作物を取って収入源にしているということからすれば、その収入の補償というのは当然あっていいわけですし、それは漁業などでも同じですね。そういう意味で、農地を守るという前提はくずさないにしても、工事の費用を節約するという意味、あるいは、河床を大幅にさわって護岸を工事をするという自然環境の問題点の観点からも、ある程度の工事をするにしても、おおむねそのまま何十年に一遍の洪水を認めて、その時の補償をきちっとすれば、地主さんはそれもある程度やむを得ないかと。もちろん、そのままいってくれるほうがいいでしょうけれどもね。そういうことを理解してもらえれば、農地を守らないということではなく、きちっと守っていくという方向からすれば、工事費も安く、自然も、その部分については河床をあまりいじらず、という観点からすると、すごくいいのではないかと私は感じているのです。工事費などは大分節約できると思いますが、いかがですか。

倉島委員 農地に関して、一言よろしいですか。農学部に所属しているもので、農地と言われると反応してしまうのですけれども、農地の湛水を許容する場合は、防災を担当している県土整備部さんがおやりになっている事業では難しいのではないかと私は思っています。実際、農地の湿潤状態を防ぐ湛水防除事業という事業がありますし、こういう事業で農地の湛水を防いでいるわけですね。あるいは、付帯するいろいろ農地整備の事業があります。単に、数十年に一回、農地の湛水を許すのであれば、農地の速やかな排水というものを新たに事業として起こさないと難しい。逆に、工事費としてすごく過大になるような感じがあります。単に何十年に一回、あなたの田んぼに（洪水が）くるよと。その時にこれだけ補償するよと、そういうものだけではなくて、おそらくそういうことを許容するのであれば、排水性に関する農地整備事業というのが必要となってくると思っています。

松本総括課長 今の堤委員がおっしゃった内容で、そのまま農地として残すといった考え方はしていません。それから、補償については、一関の遊水地事業では確かに国はやっていますけれども、都道府県でそういう制度をやっているという例は、私はまだ把握しておりません。治水を担当する者として、今、堤委員がおっしゃったようなことも十分理解できますし、そういう方向もある意味、選択肢としては、今後出てくるかもしれませんが、現時点ではそういう制度もございませんし、そういう考え方をすべきではないと考えています。

森杉専門委員長 この問題は、そういうことですよ。これは、こちらのほうとしても

どうにもならないですね。基本方針ですからね。

佐々木委員 農地、道路もそうですけれども、特に道路については、洪水がきた時はあふれないようにしたほうがいいと思います。近年、注意報が出ているにも関わらず被害にあっている人が見られます。洪水被害に遭った家族というのは、大体、大雨注意報や警報が出ているのに外に出ていたり、雨が降ったりしたところに出かけています。車が動けなくなってさらわれたりする事故が増えていて、これからも少し増えていくのではないかと思います。ここは盛岡市という大きな都市があるので、そこから出たり、あるいは向かったりする車も出てくると思いますので、洪水の時は、道路はきちっと守ってあげたら事故につながらないのではないかと思います。

それから井上さんも、ここはこうとか細かく区切っていますけれども、考えている範囲が比較的狭いのですね。大きな洪水がくると、考えたとおりに水は動いてくれません。大雨のときはどこかをちょっと高くすると、また他のほうがあふれてしまうというような状況ですので、もっと大きく、何ヘクタール、何十ヘクタールの範囲を冠水してもいいのだったら、そういう考え方も成立すると思いますけれども、あまり細かくやっても、我々が考えたように洪水の時に水が動いてくれないので、（仮に氾濫を許容することを検討するのであれば）もっと大きな範囲で、ここはあふれてもいい、という線引きで考えたほうがいいと思います。ここでは、特に人口密集地がすぐそばにあるので、人命とか家屋等、人間にとって重要な資産につながってきますので、今の県の考え方のほうがいいと思います。

堤委員 私は積極的にこれを言っているわけではなくて、ダム案とそれ以外の案を比較したときに、金額が出ていますよね。その金額をダム案以外のところで、節約して節約した金額とダム案と比較するというような、そういう中の1つとして、選択肢としてこういうのがあるのではないかと、ということを行っているだけで、積極的にこれを許容するとか何とか、そこがスタートではないのです。節約をするためにこういうことも考えたらどうですか。でないとダム案のほう安くなって、他のほうは全部高いわけですよ。この高いままで比較しろということ自体がもう。ここを相当節約して、ある程度になって比較して、コスト的にどうだ、ということを考えなければならないと思うので、これを1つ、安くなるならこういうことも考えたらどうですか。これはダム案だったらあり得ないですよ。ダムだったら、ダムの中で決まってしまうから、ダム以外で考える時に、こういう節約案を考えないと、幾らかかってもこんなにかかる。ダム案のほうが安い、だからダムのほうがコストは有利だ、みたいなことになってしまうと困るから、そこを言っているだけです。積極的にあふれさせることを許容しているのではないことをわかっていただければと思います。

森杉専門委員長 今おっしゃった件は、堤委員がいつかE案としてご意見を言われて、県が積算しましたよね。一応は計算結果も出ているのですね。この場合であっても、やっぱりダム案より高いですね。

堤委員 まだそうですね。

森杉専門委員長 そういう状況だということは、一応、チェック済みであると思います。ただ、県としては、そういう積算をしたこと自身、本来の検証の基本方針に反するような想定をするわけですから、戸惑いを覚えるのでしょうかけれども、そのような堤委員の考え

方にも配慮したということだと思います。

以上の件は、よろしゅうございますか。今の件も基本中の基本の2つ、基本高水の設定の問題と、それから浸水を許容するような河川計画のあり方の2点について、代替案の状況について、ものの考え方についての基本的な論点を整理いただけたと思っております。

資料 3は市民団体からの要望に対する県の考え方ですけれども、これはどうしても時間がかかりますから、ここで昼の休憩にしたいと思っております。1時開始ということでお願いいたします。

高樋委員 今、この2点について、資料 2のところクリアされたわけですよね。そうすると、それ以降は、もうクリアされている前提で審議することによろしいですよね。

森杉専門委員長 そういう格好でお願いします。

及川河川開発課長 わかりました。

森杉専門委員長 今、非常に大きいところがクリアされていると思っております。

(休憩 / 再開)

【午後の部】

森杉専門委員長 再開します。今度は資料 3で、市民団体等からの要望等に関する県の考え方についてということでございます。お願いします。

<河川課から資料 3により市民団体等からの要望等に対する県の考え方について説明>

森杉専門委員長 ありがとうございます。それでは専門委員会として考え方を整理しなければなりませんので、今の説明に関しましてのご質問、ご意見をお願いいたします。

ないですか。大体、資料 2とかでいままで何度も出てきたような論点でしたので。

堤委員 2ページのサクラマスや、というあたり、水没をするところに関する環境調査というか、それは水没してみないとわからないかと思いますが、水没に関しての影響というのはどのようにお考えか、お聞きしたかったですね。水没することによって、いろいろなものが水の中に入りますので、その損害というか影響をどのように把握されているのか、考え方を教えていただきたいと思っております。

及川河川開発課長 ダムの水没エリアということですが、貴重な種であれば、今後は移植を考えていきます。今は、付替道路を進めているので、道路の敷地として貴重な種がなくなることがないように、それは移植とかを行っているということになります。貯水池の中については、今後ですけれども、面的に水に浸かりますので、その種としてはそのエリアが使いなくなると言いますが、なくなってしまいます。同じような環境が、ダムで水没させるエリアの近傍、広いところに、同じような生息環境が残っているかどうかを調査して、現時点としては、他にも周辺に同じような環境が残っているので大丈夫です、という考えになっています。一部、貴重なものは当然、移植とか、動物では移動とか、そういうことをしていこうという考えでございます。

堤委員 移植すると言えば、そこに物があれば、ぽんと動かせるのでしょうかけれども、これだけの広範な地域で、そのものがどこにいて、何があつてというのも、調査している

でしょうが、これだけ広範囲の中で一部ちょっと移動できても、水没するということ自体が大きな環境への負荷になるように思うのです。それをどういうふうに評価する、つまりは、もちろん金額換算もできないかもしれませんが、私は大きな影響を与えていると思うのですけれども、こちら辺には、調査をし、例えば魚であれば上下流に分断されて生息するとか、そういうものが書かれていますけれども、自然環境への影響については、あまり重要な影響はないというような従来からの考え方なのですが、私は水没地域はすごく影響があると思うのですけれども。森林も含めて、結局、緑がなくなる、水になるわけですから、そういう意味、全体を含めてそう思っているのですが、その辺、県はどうお考えでしょうか。

及川河川開発課長 先ほどご説明したように、築川の貯水面積はそのとおりですけれども、その辺はずーっと同様な自然が広がっていると考えると、一部、築川ダムの貯水池になるのですけれども、他に同様な生息の種とか生息エリアが残っているのであれば、例えばあまり対策をしなくてもいいとか、希少種が周辺に生息していれば、生息適地に移植なりをするということで、そこら辺は周辺環境検討委員会という、環境専門家の方々に構成される委員会に調査結果を報告して、対応方針等を指導、助言をいただきながら進めていくということになります。

確かに、貯水池になるので環境への負荷は、ある意味、大きいというふうには考えていますけれども、その影響をできるだけ少なくするように対策を講じていくという考えでございます。

平塚委員 関連して1ページの2番目の黒枠に、県はこの間、独自に鷹生ダムうんぬんを調査したとありますが、独自にとはどういう意味ですか。

及川河川開発課長 独自という表現は、（相手方が）どういう意味で使っておられるのかわからないのですけれども、県では県単独の調査費をもって専門家の方、地元の大学の先生に下流の調査をお願いしています。

平塚委員 これはダムができた後までも含めた一連の計画に最初から含まれていたことではない、ということですか。

及川河川開発課長 これまでは、ダムというのは国庫補助事業で事業を進めておりまして、建設期間中は補助事業の調査費をもって環境調査等を行ってきており、ダムの完成とともに、今度は県の単独費をもって調査をしなければならぬので、これまで、県単独の事業費では調査しきれていなかったこともあって、今回、鷹生ダムについては大々的な調査にはなっていないけれども、下流河川の魚類の生息調査とか水生昆虫とかの調査を細々とお願いしてやってもらっているところです。

平塚委員 その小規模な調査でも、この中に書かれているような結果が出ているとしたら、それはかなり大きな影響だと思えます。それに対する県の考えのお答えの部分、最後の2行はどのダムについてのお答えですか。

及川河川開発課長 鷹生ダムについてでございます。

平塚委員 これを聞いている方は、それに関連して築川ダム、津付ダムに関してはどうでしょうか、ということだと思います。鷹生ダムで示されたように、造る前にどこまで予想されていたかわからないが、明らかに生物生態系にも大きな影響があるのだから、今回の築川、津付ダムに関してもそれなりの影響があるのではないかと、それに対してどのよう

に対処するのか、という質問だと思います。それはどうでしょうか。

及川河川開発課長 ここに書いてございますように、鷹生ダムでは平成 15 年、16 年と、ダム事業でそれなりに環境調査をやっておりまして、それと、その後、ダムが試験湛水が始まって以後の環境と比較考察を、県としてはまだやっていないということなので、今回、平成 23 年度に予算を確保して、しっかりと、本当にそういう影響があったのか、影響があったとしても、その後どう変わっているのかということ調査したいと考えております。

現在、報告書にはこのようなことが書かれていますけれども、はたしてそれはダムだけのせいなのかとか、そこら辺のことも含めて、しっかり調査、検討したいと考えております。

森杉専門委員長 よろしいですか。環境への影響については、湛水自体による影響が論点で、十分調べていく必要があるだろうということ。もう一つ、水をためたことによって発生する下流への影響がどうなのか、ということですが、これはもう少し調べないとわからないから一生懸命モニタリングしていきましょう、という形での回答です。そういうことで、今回の県の回答を、一応、我々としても承認するという形でよろしいですか。

堤委員 一つ私が思っているのは、穴開きダムを考えたらどのようになるか、ということですね。ダムをもし造るとしても、穴開きダムであれば湛水による環境被害が避けられるだろう。それは、津付ダムで実際に穴開きダムを計画していることからしても、そのほうがいいのではないかと、津付ダムではそういう話でした。築川でもそういうことは考えないのか、ということをお私思っております。それが環境に対して負荷がかからないものであれば、もしダムをやるとしても、そういうことはないのかなと。もちろん、当然、次の利水とかの話になってくると思うのです。そういう意味で、ためることは環境に大きな影響を与えるから、ためないでできないか、ということでの質問でした。

今は、環境に関しては大きな影響がある希少動物とか、そういうものは調査して移植するなりができるし、あとは、ある程度、水没もやむを得ないという考えはお聞きしましたので、それは、そうですかと言うしかないのですけれども。

倉島委員 私が知るかぎり、ダムを造ったから環境にどういうインパクトを与えるかとか、これは本当に大きな問題ですが、例えば、大分昔に、北海道の朱鞠内湖という冷たいところにダム湖がありますけれども、そこもダムを建設したために、希産、希少なものに影響を与えたという議論が昔からありますし、水をためるため地下水が上がって土砂がくずれやすいのではないかと、いろいろな議論があるのです。ただ、日本の国で、それだけのデータの蓄積が系統的にやられているかという、全然そうではなくて、中には風評めいたものもかなり含まれているような気がします。おっしゃることはよくわかるのですけれども、例えば湛水による影響については、私は水温が気になるのです。この前も申し上げました。これも放流の方法を工夫すれば、下流側の冷水性の魚への影響はや避けられるのではないかと。

いずれ、鷹生ダムでも調査していて、これからされるようですが、こういうものは、できるだけ国でもお金をかけて、これからいろいろなデータを積み上げてほしいということです。今はどういう影響を与えるかと言ったら、その辺を判断するのはすご

く難しい。この（資料の）黒枠のところでも、瀬と淵の構造が消滅しつつあるというのですけれども、瀬と淵というのは河川では絶えず変化しているのです。砂礫帯が形成されて河床が移動しているのですよ。申し入れのこの部分はどういうことを言っているのか全然わかりませんし、川が流れているかぎり瀬と淵はなくなりませんから、移動することはあってもなくならないのですよ。あと、流量低下によって影響が大きいとか、よくカキの水温上昇と言いますけれども、むしろ水溫低下ではないかという気がしますし、よくわかっていないのですよね。

森杉専門委員長 「水溫上昇の遅れ」だから、その年の夏空の状況の可能性が強いですよ。だから、その年独特の原因であったこともあるし、前からそうだったかもしれないし、いろいろわからないことがピックアップされていますから、あたかもダムが原因であるかのような印象を受けるのですが、それ自身はまだ定かではないのです。

平塚委員 補足というわけではありませんが、まさに倉島委員のおっしゃるとおり、ダムによる影響を系統的・組織的に調べた研究は、残念ながらありません。散発的にはありますけれども。中には、影響がないという結果もあるし、負の影響もあるという研究結果もあるので、一言でいえば、よくわからないというのが一番正確な答えだと思います。

ただ、ここにあるように、今日ここで示された鷹生ダムの例は、そういう負の影響があるという結果です。そして、「わからない」ということを前提に、その次はどうするかは全く別の話になります。わからないから、おそらくわからないほど小さいだろうから前に進むのか。あるいは、わからないということ踏まえて、取り返しのつかない大きな事業に踏み出さずに、できるところから少しずつ様子を見ながら進めていくのか。その2つに分かれると思います。

県としてはどちらを採るかですが、ある程度わかっている結果があります。例えば、岩手県でも特に古いダムでそうですけれども、下流の河床低下が方々で見られます。胆沢川にしてもそうですし、夏油川にしてもそうですけれども、かなり時間が経ったものだと河床の低下が見られます。それに伴って、川の生物や生態系にも影響があります。

この手の話は得てして特定の生物、今回のいろいろな資料もそうですが、特定の生物がどうこうという議論になりがちです。しかし、やはり一番肝心なのはシステムとしての生態系にどういう影響があるかで、ここが一番よくわかっていないのです。ですから、わからないということ前提にどう考えるかという場合、私自身の出身が生態学ですから、生態学というのは結局、さっきの繰り返しになりますけれども、取り返しのつかない大きな事業に踏み出す前に、まずある程度予想がつく小規模な操作を加えながら、少しずつ様子を見ながら前に進むという考え方をします。いわゆる順応的管理と言われる方法です。

そういった考え方を、一方で用意していくことが必要ではないかと思います。つまりこの会議全体、今回の案件そのものが代替案を比較してということですが、例えばダムを中心に考えるのをプランAとするならば、それを使わないプランBというものも同じくらいの精度、精密度で用意しておくべきではないでしょうか。つまり、もしプランAではどうしても立ち行かないということになった場合に、すぐにシフトできるようなプランB、その場合、私としては十分に環境に配慮したものをという考え方になりますが、それも用意しておいていただくのが一番安全で、確実で、誠実な答えではないかと思います。ちょっと考え方の話になってしまいました。

森杉専門委員長 考え方としては論点の1つだと思います。今、どうでしょうかねという、わからないということなのですね。わからないけれども、著しい被害は、今までの事例ではそう簡単に見つかっているとは言えない。逆に著しくよいことも、もちろんないと思いますけれども、その程度のわからなさであるとすれば、どういう代替案であるべきかという議論も必要ではないかと思うのです。実は、私は今回の案はそういうふうになっているのです。

一番怖いのは生態系への影響ですね。お金は少々かかっても何とかなるでしょうけれども、生態系への影響という点でわからないというのが、ダムをつくるということの、一番の不安条件だと思うのです。

実は正直なところ、そういう観点という、僕の感じでは、河川改修も同じような環境のインパクトを間違いなく与えるのです。したがって、現在考えている代替案としては、おそらく自然への影響は最小限度にとどめるにしても避けられませんか。やはり自然の影響を最小限とする保全策としては、治水対策をやらないことですね。なるべく自然にまかせておくことです。これは代替案として選択肢としてあり得るかということが、先ほどの論点であったのです。より工事の少ないことをやって、治水の整備水準を下げるといった問題があったのですけれども、その案に連動する格好になりますので、あとから整理しなければならないと思っています。

ですから、今、おっしゃるような自然への影響を最小限に考える案としては、どういう案を考えるかとなると、やはり整備水準を下げることですかね、できるだけ今のままにしておくという方向しかないですね。

高樋委員 ダムだけではなくて、公共事業をやると、道路だって全部、必ず環境への影響が出るわけですから。

倉島委員 これは本当にここでやっていいのかわからないのですけれども、さっき農学部だと申し上げたので農地のことで。以前は、新潟県の農地は湿田で、腰まで水に浸かって田植えとか田んぼの作業をやっていたわけで、あれは分水したおかげで一大穀倉地帯になったわけですね。そういうところの写真を学生さんに見せて、では、ここの農民の方は三年一作、3年に1回しか米をとらないという状況で、劣悪な環境でこうやったほうがいいのか、それともメダカとかザリガニとかカエルとか、そういうことに配慮してやったほうがいいのか。そうすると極論ですけれども、どこか妥協点を見いださないとまずいでしょうという問いかけをするのです。

それと同じで、ここの議論が安易に極論に走らない方がいいのかなと。別に極論になっている感じではないのですけれども、得てしてそうなりかねないと。それはどこにあるかという、絶対悪とは言わないのですけれども、やはり根底にダムを絶対悪とするみたいな、あるいはコンクリート構造物を絶対悪とするような、基本的なそういう思想みたいなものが根底にあるような気がしてしょうがないのです。そこら辺はこの委員会の議論とはややはずれるような感じがしてしょうがないです。

森杉専門委員長 この辺の論争は見解の相違がありますよね。

南委員 ちょっと話が広がるかもしれませんが、今の流れの中でぜひお話をさせてもらいたいのですけれども、生態系ももちろん大事ですし、人間活動というものも大事で、公共事業という公共空間を、どういうふうに人間の居住空間をつくっていくのかということ

を長期的に見て考えていかなければならない。それが個別の事業の計画になっていくという大きな枠があるのですね。

本来、こうやって人間社会側がつくった委員会とかいろいろな場で、どういうふうに公共空間をつくっていくかということを見つめて、予算のこと、地域のバランスのこと、メリットを受ける人、受けない人、生態系への影響、そういうものをトータルで考えてデザインをつくっていかなければならないのですね。

それを、おそらくこれまでは、できる限りこういうシステムの中で進めてきていて、今この事業が1つの選択肢の中にあがってきていると。それが、もし不十分ということになると、トータルな公共事業のあり方から一般会計の中でどれだけ占めるとか、居住空間そのものを盛岡市、岩手県というもので、どう空間配分をしていくのか。使い方を長期的に見ていくか、そんな議論をしていかなければならないですね。

本当はそれが非常に大事なことで、それが十分にできているかというとなかなか難しい。その都度、その都度つくりながら、時代、時代に沿って県の総合計画なり、各都市の都市計画なりというところで反映されて進んでいるのだと。総体としてはできているのだけれども、まだまだ不十分だということだと思ふ。

今、そういうトータルの中で、築川のダムの問題、水系の問題というものを考えた時に、これまでこの話が進んできたのは、盛岡なり、周辺地域なり、県なりで、どうなのだというところで選択をして、被害確率を下げながら、ここを居住空間として、人が生きていく場にしていこうという選択をしてきたということなのですね。それに対して、これだけ何度も何度も審議を重ねてきていて、我々がそれに対して、今、評価結果を出していくという大きな話にはなっていると、整理としてはそういうことだと思ふ。

もし、トータルな意味でのデザインというものを、今後、詰めていくことは、我々自身もやっていかなければならないですし、これまでの経緯を踏まえると、ここのあたりで結論を出さなければならぬだろうと、そういうことだと思ふ。

森杉専門委員長 ご意見ありがとうございました。これは環境というもの、治水の代替案との関係の考え方についての委員会サイドのご見解も提示されているという形での議事録にとどめさせていただきます。

ただ、今の議論は最終的な審議の答申をするにあたりましては、キーポイントとなることですので、この段階で違うご意見をいただいている、というところにとどめさせていただきます。よろしゅうございますね。

佐々木委員 ちょっと確認ですけれども、前回の委員会で、この団体の文章、この四角い箱の中にも文章があるのですか。全文載っているのですか。どちらのダムの下流にも、洪水の時には被害に遭う家屋があって、困っている人がいっぱいいるわけですね。この文章の中では、そういう治水が必要だというのは何も言っていないということがありますね。例えば、6ページの気仙川の場合は内水被害だと。だけど実際に現地に行ってみると、大きい洪水がくると、堤防があふれて3,000戸を超える家屋が困るわけです。そういうことが何も書かれていないので、現状を把握していないような気がするのです。

森杉専門委員長 どうですかということ、僕らが答えるのも、県が答えるのに困ると思ふます。確かに、この方々の文章は主張するのに都合のいい事実をピックアップするような傾向があると思ふのです。そういう意味で、佐々木委員がおっしゃったような傾向はない

とは言えないと思いますね。

高樋委員 追加です。原案を見ると、何とかを見直すべきだ、実態にあった対策こそ求められるということですが、代替案の提案は全くされておりません。あちこちのいろいろな地域の事例を持ってこられて、事例としてはいいと思いますが、この地域について書かれていること、この地域が今やっている津付ダムの件に関しては代替案の提示をされておりません。

あと、工事はもっと地元のことについて詳しい業者をお願いした方がいいのではないかと、そうするともっと安くなるのではないかと、というご意見も書いてありますが、今、県ではそういう立場ではないと思いますので、これは絶対やめていただきたいと思います。特定の地域の業者が工事を実施することをここで認めることにはいかない、まずいと思います。

森杉専門委員長 それでは、この件の審議を終了いたします。環境のところについての意見が分散しているという点がまとめの方向だと思います。

それでは、次は、国基準の資料 4 の審議論点についての補足説明です。

< 河川課から資料 4 により築川ダム建設事業 検証に係る検討補足説明資料【国基準】について説明 >

森杉専門委員長 ありがとうございます。それではご意見、ご審議のほどお願いします。資料としてはもちろん公開されていく資料でございますので、こういうことの実態ですという報告です。よろしいですか。

それでは、この件は一応いだろうということで、審議を打ち切らせていただきます。専門委員会としては、国の再評価結果に関する審議論点の整理はすべて終わったこととなります。一方、県基準のほうの論点につきましては、前回の専門委員会で一覧表も提示されておりまして、すでに整理済みですので、これも同じく審議を終了したいと思います。

以上から、専門委員会としては結論を出すという討議に入るわけですが、答申を行うにあたりましては、関連することが津付ダムでも起きますので、今、津付ダムの方で関連する説明をいただいて、そのあと、2つのダムを一括して答申案を議論したいと思っております。よろしゅうございますか。

そういうふういたしますと、当面、私としては、先ほど出ました築川ダムに関する論点がすごく明快に出ておりましたので、せっかくですから思い出していただきまして、まず、僕なりに思いますに、議論が最初にあったのは、基本高水流量の考え方、それに安全度、これが妥当なものであるかどうかという意見がありまして、治水安全度 100 分の 1 を設定したならば、県が行った現在の基本高水流量の計算のやり方は、間違いなく正しいということもはっきりしました。

治水安全度が本当に 100 分の 1 でいいかどうかというのが、ということにつきましては、県のほうとしても、特に被害を受ける対象ごとに安全度を変化させるような政策はちょっと無理だというお話でありました。

その結果として、コストは出てくるのですけれども、今までの中でも、ダム案というのは、金銭的なコストとしては安い、建設費としては安いということですね。整備水準を落

として河川改修を行った場合と比べても、ダム案の方がコスト的には安いということにはなっております。

環境への影響ですが、環境への影響は、僕の捉え方は、治水対策を行うにあたってはどうしても一定程度の影響を与えざるを得ない。治水対策の中でもダムが特別に大きな影響度を与えるという感じもしない。例えばダムですと、河床掘削が少なく済みますので、その面では比較的いいほうに向かいますし、一方で先ほどおっしゃったように、ダムの水をためるとか、あるいは水を止めるとかというようなことによってマイナス面が出てくるかもしれないと。

ダムが上下流を分断するという問題について、何度か議論がありました。おそらく、他のダムで何らかの形の影響が、今までもあっただろうということが懸念されているということでありました。一方で過去のダムにおいて、環境が非常に大きな影響を及ぼしたというような事例も、今のところはないというような状況下にありまして、不確実であります。というところでありますかね。

最後に穴開きダム等によって環境を守りながら、利水を別途に整備していくことはどうか、というお話もありました。今日は、これまでに利水の議論がなかったですけれども、この件についての私個人の意見はまたあとから申し上げます。

以上、今日、午前中に議論をいただいたところの要点について、自分なりにそう思いました。そういうことで、のちほど審議をいただきます。

・津付ダム建設事業 継続審議

それでは、津付ダム建設事業のほうの国基準の説明をお願いいたします。

<河川課から資料 5 により津付ダム建設事業 検証に係る検討補足説明資料【国基準】について説明>

森杉専門委員長 ありがとうございます。何か、質問、ご意見をお願いします。

資料 6 というのは、今まで議論を積み重ねてきた付表とはまた違うものとして、補足とかいう格好の資料になるのですか。

及川河川開発課長 これは、県基準によるパブコメの結果を一覧表に整理したものでございます。県基準でございますので、昨年度のパブコメの結果も合わせて、今回お示ししたものです。

森杉専門委員長 今から最終審査をする時の論点そのものとして、それぞれの項目があがっていると考えてよろしいですね。委員の皆様はよろしいですか。

今の説明によりまして、津付ダムにつきましても、国の基準の再評価結果に関する審議論点の整理がすべてできたと。それでは、審議を終了したいと思います。その整理は、今、この一覧表にありましたように、それぞれの項目において、一応、県の原案がいいのではないかという形での回答がなされているところです。

これはこれで終わりまして、次の津付ダムの県基準の説明もお願いします。

<河川課から資料 6 により津付ダム建設事業 再評価補足説明資料【県基準】に

ついて説明>

森杉専門委員長 資料 6の県基準のまとめだということですので、この点につきまして、ご審議、ご意見をお願いいたします。よろしいですか。

もしよろしいようでしたら、県基準の再評価結果に関する審議論点の整理もできたということで、審議を終了いたします。

それでは、専門委員会としては、今から答申案に移っていきますが、それについての審議を一括して行います。では皆様方、答申案の検討ということに入ってよろしゅうございますか。

では、そうさせていただきます。まずは、事務局からの答申案の様式についての説明をいただきます。よろしく申し上げます。

<事務局から資料 7により大規模公共事業の再評価に係る答申(案)の検討について説明>

森杉専門委員長 ありがとうございます。まず、7-1、7-2、7-3、3つのことをやらなければならないということですね。付帯意見をどうするかということがあるのですが、基本的には、県の原案をどのように考えるか、という答申をすればよろしいということですね。

皆さん、よろしゅうございますか。ただいまから答申案の検討を開始したいと思います。それでは、答申案を検討するにあたりまして、今日の午前中、あるいは午後の最初にいろいろな論点が出ておりまして、一覧表にもあるのですけれども、私としてはメモをつくってまいりましたので、それぞれのダムについての論点と、私の論点の整理、意見等を見ていただきたいと思いますのですが、配付してもよろしゅうございますか。

お手元のメモは、比較一覧表、あるいは何回も行われました審議では、結局どのような点の主張の違いがあるのかとか、代替案の間の長短所の比較が明確になっていない、ということがありましたので、比較一覧表にある項目の中の、重要な項目をピックアップして、それについての比較や、私の意見を加えたものですので、読み上げます。

初めに築川ダムの事業についてですが、私としては、答申案は現対策案のダムプラス河川改修案により事業を継続することが妥当というふうに考えております。その理由として、国の基準で提起されている基準の中で重要と思われる、先ほど申し上げました安全度、それからコスト、環境への影響、利水、このような要点に分けて記述しました。

1点目は、安全度についてですけれども、ダムと河川改修によりまして、ここ10年程度で、築川下流では現在の治水安全度が10分の1から100分の1になりまして、ダム以外の代替案と比べて、早期に沿川住民の安全度が確保される点はいいい点だと思っております。一方で、ダム以外の代替案は、この安全度が低くした場合であっても、治水の達成度は実現の時期が遅れるということがあり、その点が気になる点であります。2点目は、ダムの効果がないのではないかと、という議論が何度かありましたが、一応、最近のゲリラ型の降雨など、さまざまなパターンで雨が降った場合にも十分な治水効果があることが確かめられたこともいい点ではないかと思っております。

2点目はコストですが、現対策案がコストでは一番安いというふうになっています。積算の根拠についても、問題提起がありました。今日の審議でも、ほぼ大丈夫ではないかという合意が得られたのではないかと考えております。

また、先ほども治水安全度を下げて農地等に浸水を認めたような代替案について検討しましたが、コストを比較すると、ダム案のほうが安い。しかも、このような案は、沿川住民の方々の説得や、県議会への説明において、受益者から厳しい批判を受ける格好になるので、かなり困難ではないかと私は考えております。

3点目は環境への影響です。先ほども議論になりましたが、まずは、現行の治水安全度100分の1という治水政策を実現するため、ダム案においてもダムより下流において河床掘削の必要性が発生しますが、他の代替案に比べて掘削面積が最も少ないという点で望ましい。もちろん、ダムそのものが持つ自然への影響というものがあります。特に今日は下流での水質、生態系への影響と、上流における水がたまっているところの被害がどうか、という話があったと思います。さらに何度かありましたように、上流と下流とを分断するというものであります。

今日もお話がありましたように、ダムだけではないですが、治水対策というものには不安要素はあります。特に上流部を分断する点において、ダムのほうは河川改修よりも大きい影響がないとは言えない、ということでもあります。ただ私としては、いままで建設された同種、同類のダムにおいて、その変化が環境に著しい影響を及ぼしたという事例はあまり報告されていないように、今日、ないわけではないというお話がございましたが、その意味で、僕は、いずれは治水安全度を達成しなければならないとすれば、やはりダムを建設して、治水を早く達成するほうがいいのではないかと考えております。

一方で、ダムを建設してどのような影響を与えるのかということにつきましては、先ほど県が実行していると言っていましたけれども、ダム完成後もモニタリングを丁寧に行って、何らかの格好の対策案を、そのあと一生懸命に考えていくという方向性で妥協したいと、こんなふうに考えております。

最後に利水とそのコストですけれども、利水コストの比較を行いまして、需要予測が正しいという前提では、どの代替案と比較しても経済的でした。需要予測そのものに異議があるという意見もいろいろとありましたが、お聞きしているかぎりにおいて、まずは妥当なものだと考えることができるのではないかと考えております。また、これに対して地元の市町からも、要望が出されているということがありますので、現在の案でいくのがベストではないかと思っております。

次に、津付ダムのほうについてもまいります。これは昨年度、検討、審議しておりますので、昨年度、検討した結果と変わっていないと考えておりますが、現対策案のダムプラス河川改修において事業を継続するのが妥当である、というふうに考えております。これも安全度とコストと環境への影響という形にしてあります。

まず1点目は、安全度ですが、ダムの治水効果がないのではないかと、ということだったのですが、これも最近のゲリラ型の集中豪雨などいろいろな雨が降った時のダムの効果についてシミュレーションを行い、十分な治水効果が発揮されることが確認されておりますし、基本高水流量の計算についても問題ないのではないかと考えております。

また、治水効果の発現時期の問題ですが、河川改修単独案の場合ですと、県の資源配分

シミュレーションでは、県の原案と同等の安全度を確保するのに相当の年数を費やすという結果が出ています。これは1つの大きな問題点ではないかと思っております。今日も、県の配分のシミュレーションは現実的ではないのではないか、という意見もありましたが、県としては、このような配分をいままでも行っている以上、これ以降もこういう配分を想定していくのが妥当だと思えるという意見でしたので、僕としてはそういうことかなと思っております。

2点目はコストですが、代替案であってもダム案であっても、治水効果を治水安全度30分の1で発揮することは同じです。コストとしては、国の検証基準では今後の投資額の比較において、整備計画レベルで行うこととなっておりますので、治水安全度30分の1では、ダムプラス河川改修案が116億円、河川改修単独案が93億円となっております、ここは現在の案のほうがコストが高いことがはっきりしております。しかし、基本方針レベルでのコストは、ダムプラス河川改修案のほうが少し安いということが得られております。

3点目は、環境への影響です。私としては、これも津付ダムの場合、穴開きダムを相当上流に建設して、ダムから下流の河床掘削をほぼ不要とすることができて、それで生態系、漁業への影響を最小限に抑えることができる、これが最大のメリットではないかと思っております。以上のような形で、ダムができた段階で、あまり河床掘削とか堤防をやらなくて、一応、概ね30分の1の治水安全度が確保できるということですから、比較的成本パフォーマンスがよしいということでありまして。特に、河川改修単独案は大規模な河床掘削を必要としますので、川の水が流れているところに直接手を加えなければならないとか、あるいは矢板を打ったり、産卵の時期を避けて工事しなければならないとか、大変なことになることを、昨年度、一生懸命に調べて、そういうことを確認したと思っております。このようなことから、漁業関係者の方々の合意を得ることは大変困難ではないかと思った次第です。

以上のようなわけで、いずれも県の原案を答申案として出したいと思っておりますのが私の現在の意見です。ご審議のほどお願いいたします。

堤委員 いろいろ意見を検討した結果ですけれども、私の意見とすれば、国の今回の基準は、コストそして時間ということがメインに掲げられております。コストに関して、ダムは安い金額で出ているということは確かですし、時間的にもダムを造ることで早期に洪水の被害が緩和されるという意味では、国の基準に沿って検討した結果、県の今の案については、基本的には妥当かなというふうに考えております。不満があるのですけれども、基準に沿って考えた場合は、そういう結果にならざるを得ないかなということですね。

津付ダムについては、森杉委員長がおっしゃったようなことで、私もおおむね妥当と思いますが、築川ダムについては、先ほど話をしたように、ぜひ穴開きダムを検討してほしいということですね。ダムプラス河川改修ということですが、ぜひ穴開きダムで川の流れを堰止めず、そして水をためず、自然を守ってほしいというような私の意見です。それは環境を第一に考えてのことですし、現実的な解決と言うか意見として、洪水から守らなければならない、コストも抑えなければならない、時間も早期にやらなければならない、そういう中で、そして環境も守りたいということからすると、穴開きダムをぜひ検討してほしいというのが私の意向でございます。

平塚委員 非常に難しい問題なので、基準を設けて判断しようと思いました。どこまで何がはっきりわかっているかということと、不確実なことは何かと。2つを比べて考えますと、まず不確実なこと、よくわからないことですが、基本高水、降雨量、洪水の時期、規模、それから温暖化等については、特に専門家の間でも意見が大きく異なることはわかりました。大変残念ですが、私自身は伺っていて、いろいろ比較して読んでも勉強しても、どれが一番正しいのかという最終的な判断ができませんでした。不確実だから、一番高い値、つまりそれが現実化したら一番危険だろうという高い値を考えるというのは1つの判断だろうと思います。

ただ、私の立場としては、同じことを生態系に関しても考えるわけです。つまり生態系への影響が、先ほど委員長がおっしゃったように、よくわからない。あるいは、私が今まで集めた文献、データ等で言えば、どうしてもネガティブな影響がかなりあることがわかってきている。となると、不確定だけれども、自然へのインパクト、環境・生態系へのインパクトが一番少ない方法を選ぶという考え方も成り立つ、ということです。

もう一方、確実なことは何か。そもそもこの公共事業評価、ないしは新しい治水が始まった時に、逼迫する財政という項目が一番最初にあります。それもかなり確実なことです。人口も激減する、地域における人口や資産や財の分布や配置、土地利用が大きく変化するだろう。その中で、例えば30年後、50年後、岩手県における自然の持っている価値、意義、例えばそれがダムのない川という言い方でいいかどうかわかりませんが、例えばダムのない川が持っている自然の価値も大きくなるだろうということは、かなり確かだということです。その2つ、わかっていることと、よくわからないことを天秤にかけると、やはりかなり慎重な判断をせざるを得ないということです。

ダムが一番安いという、今の基準で言えば、そういう答えも1つあり得るだろうと思います。しかし、今、この委員会の話からかなり浮き上がるかもしれませんが、世界全体では失った自然環境をどうやって他で補うか、あるいは失う前に開発の前にどれだけ自然を創造・回復しておくかという、いわゆるミチゲーションですね、そういう考え方がもう主流になってきています。これまで日本では残念ながらきちっと法整備化もされていませんから、今回の検証基準に入っていないのはやむを得ませんけれども、もしそういったことを先取りして考えれば、それにかかる予算を計上すると、ダムが安いとは全く言えないのではないかと思います。一応、そういうところを押さえておかなければいけないだろうと思います。

そして、非常に重要なことですが、本当にパーフェクトを目指さなければいけないのかどうか、ということです。今回、既に委員長もおっしゃっているように、パーフェクトを目指すならば、代替案と比較してもコストは現行案のほうが安いということでしょうが、ちょっと引っかけます。常にパーフェクトを目指していくとなれば、今後、同じような状況では、すべて同じ答えになるということですね。

森杉専門委員長 そんなことはないと思います。たまたま今回はこうだったと思います。ここの流域の状況だと思いますよ。

平塚委員 その辺の危惧もあります。もう1つは、繰り返しになりますが、今日ははっきりとしたキーワードとしてあまり出てきませんでした。地域間公平があります。それも大事ですけれども、世代間公平もどこかで考えておかないといけない。つまり、今ここ

で決まったことに対するお金は、一体だれがどこで払うか、ということです。ということで、私としては、かなり慎重な判断をせざるを得ないということです。

南委員 私としては、非常に大きな意思決定ですけれども、先ほども申し上げましたが、やはり県土全体、今の築川と津付ということですが、何でもここまで県民の合意が進んでいないのかということは、少し反省しなければならない部分があるのではないかと思います。河川整備の方向ですとか県土整備の将来的な方向というものを、いろいろなところで審議されながら取り上げていますけれども、もう少しわかりやすく示してほしい。いままで出てきた意見のように、どの河川について、どういう方向でやっていくのだと。その中で、築川、津付というのがどんな位置づけにあるのか、もうちょっとわかりやすく示していく、そういうことが必要ではないかなと思います。1つは県土のトータルな将来的なデザイン、計画や公共事業のあり方の問題ですし、それをもっとちゃんと示していかないと、まず第一につくらなければいけない、つくっていく努力が必要です。一回、そういうものをつくるなりして、さらに強化していかなければならないのではないかと。

そして、それを知らせる努力ですね。広報というか、もう少し県民と一体になって、たくさん意見聴取の場を設けたことは大事なことですけれども、どういう方向に県土をもっていくのだということ、一体になって合意形成していけるような場を、批判に対して答え、質問に対して答えるのではなくて、一緒に、プラン(Plan)、ドウ(Do)、シー(See)を続けていけるような仕組みをぜひつくっていかなければならないだろうと。それが今回、午前中にあった親委員会(政策評価委員会)の役割かもしれないけれども、県民との合意の場をつくりながらやっていかなければならない。県民からの意見の中には、的を射た批判もありますし、疑念だとか猜疑心みたいなものも大きいのですよね。こういうものをつくってきってしまった、これまで不十分だった点を補って、公共空間をどうつくっていくか、ということと共に考えいく仕組みをつくってほしいというのが第一です。

もう1つは、生態系の問題にしる、環境の問題にしる、人間の側からコントロールしていくしかないですね。人の社会ですから。働きかける側から。影響の度合いが小さくなるようなコントロールをかけるのは生態系の側ではなくて、人間の側がそれをどうコントロールしていくか考えていかなければならない、その技術開発なのです。今どこかに働きかけると、必ず影響はあります。それが将来どういう方向にいくか予測が難しいという話は、もちろんそうだと思います。そこに働きかける時に、どういうふうに影響を小さくしていけるのか。どういう具体的な工法なり、そもそもどういう手立てが考えられるのか。そういうところにも力をかけていけるような仕組みをつくってほしい。今のままだと何もわからないとか、生態系を破壊することに重きを置かれてしまう。ただ人間の側からすると、自分たちの居住空間をつくっていった時にそれへの影響をとどめるには、技術的にどう開発していくか、そこに投資するなら投資してほしいですし、そういう技術開発が促進されるような仕組みをつくってほしいなど。

今回のダム事業については委員長案で、私はよろしいかと思っています。これまでの県土の計画の中でダム事業が位置づけられて、ここまで精査されてきたことに対して、私はむしろ敬意を表したいと思いますけれども、3つの意見はちょっと大きい話で、付帯意見にはならないですけれども意見として述べさせていただきます。

倉島委員 何度も言うのですけれども、こういう河川構造物というか治水の話になりま

すと、どうしても計画高水の問題になります。この間、井上さんが来られた時も、計画高水とおっしゃりながら、計画高水とちょっと外れたことをおっしゃるので、私はしつこく計画高水と言ったのですけれども、必ず計画高水となるのですね。長野の脱ダムの時もそうでした。

先ほど計画高水、平塚委員から不確実性があるというお話ですけれども、いろいろな手法がある中では、確かに今回の計画高水が過大であるという結果が出てくるものもあります。けれども、私の些末な知識からみた場合、どう見ても今回の計画高水の決定方法は妥当だと思います。基本的には、南委員がおっしゃったように、いろいろな観点があると思うのですけれども、一番大きな観点が重要だと思います。いかに県民の生活を守るか、住民の方の生活を守るか、その観点から私も委員長案に賛成ということをおっしゃっていただきます。

佐々木委員 今、説明があったような委員長案でいいと思います。津付ダムについては治水安全度 70 分の 1 ということは前の委員会で、絶対的な妥当性というよりは東北の都市河川からみると妥当な線ですということをおっしゃっていただきましたけれども、陸前高田市という都市の規模とあそこを流れている川の流域、洪水の規模、それから見ると 70 分の 1 というのは妥当だというふうに考えられます。

同じように、築川のほうは県庁所在地になっている盛岡市で、県で一番の人口密集地になっていますけれども、そういうところを流れている川であれば、都市の規模と流域の川の大きさ、洪水の規模からすると、他の県に比べてちょうどいい安全度、100 分の 1 ということになると思います。そこから基本高水が決まっていますが、いろいろな意見がありましたけれども、そういう意見を基にしながらいろいろ見てみると、基本的に、県が出した基本高水の設定は妥当だというふうに考えます。以上です。

高樋委員 結論から言うと、今、委員長が配られた意見に関しては賛成でございます。きちんと流域住民とか、その周辺の人たちの民意と言いますか、意見を、ある程度反映されている手続きは取られていると思います。意思決定過程にも間違いはなかったと思います。昨年度も含め、いろいろな方々に来ていただいてヒアリングをし、また現場に行って意見を聴き、パブリックコメントに対しての対応も間違えていないと思います。今回にかぎらず、これからパブリックコメントをいろいろと出していくと思いますが、そのシステム化と言うのでしょうか、パブリックコメントの方針と言うのでしょうか、将来に向けてですが、なにかシステム化したほうがいいのではないかと思います。今回のこれはいいと思います。

2 つ目に、安心安全の生活基盤ということをお考えれば、この結論に至った、これで十分だと思います。社会資本整備の中での生活基盤整備というのは重要ですので、この 2 つのダムの位置づけ、県民の意見に対しての県からの回答ということで、とてもいいと思います。賛成です。

森杉専門委員長 今、2 人がおっしゃったパブリックコメントとか、あるいは前回の津付ダムの場合は、付帯意見で住民の理解をさらに得るよう県は努めること、とあったのですね。県の努力の結果、今回はこのような数のパブリックコメントがあったということです。たくさんの方々の様々な事業があるので、一律にシステム化というのは、どうも難しそうですね。

高樋委員 すぐということではなくて、今回のやり方を参考にして今後も改善していけばよいのではないかとということです。

森杉専門委員長 堤委員がおっしゃる穴開きダムですけれども、答申の段階でもありませんし、これから検討しなさいとするのは県も我々も大変ですよ。

堤委員 国の基準に対する、諮問に対する回答としては、今のダム案、現行案ということで了解しなければならないと思うのですが、治水を考えるのであれば、穴開きでもいいのではないかとと思うのですね。環境負荷も少ないということ、利水の問題については、（穴開きダムの検討と併せて）当然、再検討しなければならないと思います。盛岡市、矢巾町は早くやってくれということはわかっておりますし、計画、あるいはコストも出ているのもわかっておりますが、別の手立てを考えてもらいたいというのが私の希望です。人口が減っていく、増えていく、予測の問題ですが、人口は確実に減っていきます。その中で水の対応は、ダムがなくても何とかできる。逆に言うと、ダムがないと、あるいは水をためないと、市民、町民が水で困るのだということが100%わかっているのであれば、はっきりしているのであれば、それはやらなければいけない、ということだと思いますけれども、別の代替案が全然この場には出てきていないので、コストは出ていますけれども、どこから水を回してどうだというのは、どこまで検討しているのか私はわからないので、そこは再検討してほしいなと、しなければならないと思います。

森杉専門委員長 一覧表で利水は出ています。全部やっていますよ。最初の段階で出ていまして、やっていますよ。

ただ、穴開きダムはやっていない、確かに挙がっていないね。5年後にまた再評価は行われると思うのですけれどもね。その時までには1つの報告みたいなもので、この委員会で再度できるものならば、報告していただくようなことはやりましょうか。今回、その案の検討を条件にするわけにはいかないと思うのですね。

比較はやった場合はあるのですか。いままでやっていない。今回の代替案の立案でも浮かばなかったのね、おそらく。

河川課及川河川開発課長 あくまでも今のダムに対する対応ですから、ダム以外の案の考えです。

高樋委員 タイプが異なったダムどうしの比較をしていないということですね。

森杉専門委員長 そうなのです。ダムの検証の趣旨を考えれば、その線でもいいかもわからないけど。かなり微妙な問題ですね。

佐々木委員 上水をどうするかですね。

堤委員 需要予測は、私は確実ではないと思っているのですよ。増えていくということだが、そこはどう考えますかね。

森杉専門委員長 僕は、ある程度、安全サイド見なければならぬし、今回説明があったような需要がある限り、仕方がないかなと思っているのですが。

倉島委員 意見になるかどうかかわからないですが、きりが無いということですかね。要は未知数が5つあるのに1つの方程式で解けとっているような話で、さっきの環境の話もそうですけれども未知数です。X1、X2、X3、いっぱいあるわけですよ。式が2つもあればいいのですが、2つも明確な式がないところで、将来の人口動態予測、あるいは環境負荷予測というのを、明快に数量的に第三者に納得いただけるような形でご提案を

いただくとか、あるいは、それに対してどなたかが答弁するとか、そういうのは現段階で非常に難しい話で、将来の課題にするのはいいかもしれませんが、この場に至って別のタイプのダムというのは、私もちょっとわからない。もう1つ未知数のXが増えたような気がして、正直なところ困惑するところです。

森杉専門委員長 穴開きダムという場合、どういうことになるかという、何が必要ですか。コストそれから環境への影響ですかね。

今回は、一応、これまで審議してきたダムの検証については、ここで結論を出しますけれども、どこかの作業で、あるいはこの再評価委員会が来年度あるわけですから、そこでチャンスがあったら報告してもらおうということやってみますか。そのことを検討してみてくださいか、それが可能かどうかとか。

倉島委員 津付ダムの場合の穴開きダムは何度か説明していただいておりますけれども、築川のような末端の穴開きダムについては、私の考えですけれども、効果についてやや疑問視せざるを得ないなど。ある程度、常時満水からサーチャージの貯水容量を常に持っておかないと効果という点では厳しいのではないですかね。

森杉専門委員長 そういうことの検討をチャンスがあったら試みることができるかどうか、検討をお願いできますか。

松本総括課長 利水は共同事業者としているわけで、県だけの意思で穴開きダムにすると、それが本来、比較対照にのる話だろうか、というのがあります。

森杉専門委員長 のるのですよ。ダムの検証とは別に専門委員会としての確認事項としては何でもありますから、のるということです。

高樋委員 つまり、紙の上で計算してみましようということですか。

森杉専門委員長 そうそう。今のお話しですと、明らかに穴開きダムはいろいろな要素として実効性がないのではないかと。洪水調節が可能かどうかとか、そういう問題が残ると思うのですけれども。

堤委員 (洪水調節について)ある意味では、津付ダムで証明されているのではないですか。

森杉専門委員長 津付ダムはすごく上流で、今度は大分近いのですよ。

堤委員 技術的なことはわかりません。

倉島委員 今、何も資料がないところでやってもしょうがないのですけれども、仮に築川の場合のように下流側に造るとすれば、(確率降雨)30分の1に相当する流量ぐらいは放置してそのまま流すことになりませんか。あとは、築川に利水を持たせないのであれば代替の取水堰とか、そういうものも造らなければいけない。2000年に民主党は、ダムと取水堰を凍結するのだと言っているわけですね。そういう面からいえば、取水堰というのも環境破壊というわけですね。どういうやり方をされるかわからないですが、そういうところの経済比較みたいなものが必ず出てくる話で、今、矢巾町も盛岡市も利水から撤退するという話なら穴開きダムというのも検討の俎上にのぼると思うのですが、そうではない段階で検討するのは難しいのではないですかね。

森杉専門委員長 利水の問題は、現在、利水はコミットしているわけですから、その点を言うならば、今までやってきた代替案そのものの検討も意味がないのです。そうではなくて、今ここでやっているのは、1つの利水も含めた格好での代替案をもう一回リシャッ

フルとしてあり得るかどうかの検討をなさいと、国は言っているのですね。その一環でやってきたということですね。それはそれで、だから代替案の比較はやめましょう、という理屈としては成立しないと僕は思うのです。

佐々木委員 盛岡市と矢巾町の上水道の水源として認めない、ということであればいいですけれども、上水道の利水が必要だということになればそのダムを造る、別個にもう1つそのためのダムを造らなければならない。

森杉専門委員長 そうですよ。だから案としては、今、既にそういうものも含まれて、全部、検討の材料になっているのです。ですから、検討の材料にならないわけではない。もちろん、すべてある種の想定ですけれども。だから想定した案に切り替わる時には、正直なところ、これはもう大変なことですね。こういうものを全部反故にするわけですから。それはまた別の話です。案の比較としては、上水の取り方もいろいろな場合をすべて考えてあるのです。

堤委員 ご迷惑をかけてすみません。この結論をずっと悩んでいたのですけれども、さっき言ったいろいろな条件を踏まえて、一番いい案を思いついたのが数日前なのです。それが穴開きダムということに至ったわけです。だから、前提に犠牲があるのは知っての話で、でも、みんな水がなくて困っているという状態ではない現在だったら、まだ検討の余地があるのではないかと提議している段階です。もちろん盛岡市、矢巾町は、そんなのはあり得ない、今さらなんだ、みたいなことになると思うのですが、でも、環境を考えた場合に、どのような影響があるのかわからないような状態のまままで造ってみて、それをモニタリングしていけばいいみたいなことでは、あとで取り返しがつかないということになることをすごく心配するわけです。

であれば、少なくとも流せないか、ということ考えた結果で、今こういう話を突然に持ち出したと言われればそれまでですけれども、でも何とかできないものかなというのが私の意見です。もともとダム自体がどうかかなと思いながら今までできていましたので。でも国の基準からすれば、これが最良の計画であろうかなとは思いますが、形はどうかできるのではないかと、という気はしていましたので、今、提案させてもらいました。どうなるのかわかりませんが。

森杉専門委員長 堤委員、その提案は取り扱いに困るのですよ。

高樋委員 おっしゃるのでしたら、比較する時にもっとちゃんと公明正大に、オフィシャルに言ってもらいたかったです。

堤委員 思いついたのはこの2日、3日なので、今しか言うチャンスがないということなのです。

森杉専門委員長 そうするとね、堤委員、やはり穴開きダムというわけにいかないのです。そういう観点から言うと（代替案の）E案みたいな、堤委員の言っていることは、コストはかかるのですけれども、結局、穴開きダムと言いながらE案みたいな形の治水対策をすべきではないかなと言っているのです。要するに、治水安全度を落としてでも自然への影響を防ぐような治水対策であるべきではないかなと、堤委員の今の趣旨はそう言っておられるのです。

堤委員 最初のうちはそうでしたけれども、やはり（ダムを）止めることによって下流域の河川改修が多くなるので、それはやはり河床を動かすのは極力避けた方がいいなとい

うことが前提になります。それは基本的です。(治水安全度)100分の1が大きいとか、それはちょっとわかりません。そういうことではなくて、下流も守っていききたいということからすると、いじらない方がいい。では、流しっ放しのほうがいいのではないかという発想ですね。ですから、下流も守れます。河川改修も極力しないということです。

森杉専門委員長 そうということですか。皆さん方の意見も大分わかってきました。今までの代替案は、河川のダムを造らない案との比較をやっていて、その時は利水をどうするかということは、もう1回やり直して考えていかなければならない。今回の穴開きダムは、ダムは造るけれども利水はだめですよと言っていると。それはどうにもこうにも、なかなか合意がとれないのではないかと、ということをおっしゃりたかったのですか。

堤委員 ダム以外で多少お金がかかっても、水を引くということはいろいろな方法があるわけですね。

森杉専門委員長 大体、(取水)堰ですね。

堤委員 それを検討できないのかなと。県だけの話ではないから。

森杉専門委員長 それはやっていますよ。たぶん、コストはトータルとして高いと思います。環境への影響もそんなに変わらないのかもしれない、でも大分違うかな、上流サイドは水がたまっていないから変わりますかね。ここでいったん結論を出す以上は、検討する場が難しいですかね。

南委員 話の進め方として、私はこの4月からこちらの大規模の専門委員会に移ってきたのですが、既に検討済みというか、代替案を並べる中で検討されている話だろうと思ったのですが、今、こうやって話を聞いていると、どうもそうではない。ただ、利水と治水を重ねたダムとして目的を立てられて、それに対する検討を延々と続けてきて、これまで県民に公開されている情報もすべてそういうものとして整理されてきていたのですね。

今、何でそういう意見が出てくるのか、私はちょっと不思議なのですが、もしそういうことが、そんなに大きなテーマとしてあるのだったら、最初の段階で示されて、検討の段階で県民に問うて、案を示しながら、今までのプロセスを踏んでこなければならなかったと思います。

これは今、どれくらいまで検討が必要かどうか、意見を出さなければならないかもしれませんが、改めて、今、代替案の設定の過程までさかのぼって、もう一度検討し直そうということになるとすると、作業的に大変というよりも、県民も(この専門委員会では)何をやっているのかよくわからなくなってしまうのですね。そういうことにどう持っていったらいいのかという。今の時点でそのことが出てくること自体、その時点でちょっと検討不足だったのではないかと、ということになりかねないのではないのでしょうか。他の委員の皆さんは、利水と治水を兼ねるダムの検討をしてきているのであって、そんなことは既に検討されていると、委員長のかじ取りとしては、そういうことではないのでしょうか。委員長は、出された意見を全部聴かなければならないと思われているがために一つひとつやるということかもしれませんが、今の段階で代替案の設定までさかのぼるとなると、もう1回パブコメをかけるのは不可能ですし、混乱させるばかりです。

森杉専門委員長 だから、ここの委員会での検討ということを県に依頼することはしないつもりです。

高樋委員 さきほど、委員長が皆さんの意見を聴きましたね。ということで、いったん結論を出して、さておき、今の話を検討するべきかどうか、という検討を別なところでやっていただくということによろしいでしょうか。

森杉専門委員長 そういう提案がありました、よろしゅうございますか。私はそうさせていただきますと思っておりますが、大丈夫ですね。

それでは、これまでのご意見等を踏まえ、結論として、ダムの県原案を承認するという答申案をつくりたいと思います。ご承認いただけますね。ありがとうございました。

それでは、答申案の中身そのものの検討がもう1つ残っております。その答申案の中身は、県基準と国基準に対してどうするという付帯意見を付けるかどうかですね。文章はお任せいただきたいと思っておりますが、まず国のほうは何もなし。というのは、通常の再評価の制度とは違って臨時的に行われたもので、繰り返し5年のうちにチェックするとかそういうことではありませんから、付帯意見を付けても何の意味もないので、やめた方がいいのではないかと考えております。

県基準のほうですが、基本的には津付ダムと同じように、今日はまだお見せできていないのですが、付表というものがつくられておまして、付表でそれぞれの項目について県の基準、県の考え方がどうであるか。これに対して、この委員会の考え方はどうかとか、全部一覧表にまとまっているような形のものがありません。それが築川ダムと利水と維持用水、津付ダムも同様とこれだけのものがあります。

この表の原案をA案と呼んでおりますが、A案に関して、何らかの事態の変化があったり、地元の人々の意見が今までと違ったような場合には見直して、この委員会にかけること、という形の項目になっています。このような形の付帯意見を付けたらいいのではないかと考えております。

津付ダムの場合は、昨年度の再評価の答申の付帯意見として、住民の理解を得ること、という項目があったのですが、これについては今回の委員会で地元住民への説明会等の状況について説明してもらいましたので、それはやめて、表を付けておいて事実確認の証拠物件として、その時の状況についてどうであったか、という意見をまとめた表を付けて、その内容に変化があった場合には、随時こちらの委員会のほうに報告をして再評価を行うこと、というふうにしておきたいと思っております。

政策推進室荒澤主査 おそらく、今、委員長がおっしゃったことは、11月4日の第7回専門委員会資料のうち参考資料 1、津付ダム建設事業の昨年度いただいた答申案をイメージされていて、一覧表というのは県基準の一覧表ではなくて、国の基準による一覧表のことであって、今回、ダムの検証で用いた国基準の評価軸ベースの比較表を付けるというイメージでよろしかったでしょうか。

森杉専門委員長 よろしいですね。比較表とか、この辺は私に任せていただけますね。

それでは、以上でダムに関する答申案の承認をいただいたと判断いたします。文案そのものにつきましては、私と事務局のほうに一任いただければと思っております。ありがとうございました。

先ほどの堤委員の件はちょっと後回しにさせていただきます、他の案件も全部すでに審議いただいておりますけれども、事業継続とした県の評価は妥当と認められる、ということの承認を得る必要があります。

その資料として、道路事業の答申案については、どこを見ればいいですか。

荒澤主査 道路事業の答申案につきましては、資料 7の2枚目、7-1と書いてある資料です。こちらの築川道路道路改築事業及び築川地区緊急地方道路整備事業については、11月15日の第8回の専門委員会で、県が行った評価は妥当という基本方針が出ておりましたので、このようにこれまでの答申の記載内容に沿って答申内容を記載したものを案としているものです。ここで改めて、このとおりでよいかという確認をとっていただければと考えております。

森杉専門委員長 委員会として答申の基本方針が決まっているので、このままでの承認をいただければよろしいということですね。

7-1の2と3、これでよろしいですね。基本方針は承認いただいておりますので、このとおり承認してよろしいですね。道路事業のほうの答申の検討は終わりました。

荒澤主査 続きまして、7-3は、国基準による再評価の築川ダムと津付ダムの答申案となっておりますが、先ほど委員長のほうから、付帯意見は付けなくてもいいのではないかというお話がありました。よって、付帯意見はつかないということは、この点線の箱の中には、築川ダム建設事業におきましては、「『現対策案が妥当』とした県の評価は妥当と認められる。」という言葉が入りますし、津付ダムのほうにも同様に、「『現対策案が妥当』とした県の評価は妥当と認められる。」といったような答申案でよろしいか、という確認をとっていただければよいと思います。

森杉専門委員長 具体的な文章は、ここにありますか。

荒澤主査 下に例示がございます。付帯意見、ぼつが2つありまして、上のぼつの方が付帯意見がつかない場合の例示となっております。「 としての県の評価」の には、県が行った評価の言葉そのものが入りますので、そこには「現対策案が妥当」とした県の評価は妥当と認められるというような文章が入ることによろしいか、という整理をしていただきたいと思います。

森杉専門委員長 では、もう1回確認します。県の行った評価「『現対策案が妥当』とした県の評価は妥当と認められる。」と、こういう言葉でここに入りますよ、ということによろしゅうございますね。ありがとうございました。

これで全部終わったのですか。今の案件はまた別途に残っていますけれども。

荒澤主査 あとは、このような答申をするにあたって、専門委員会として何かコメント等があれば整理をお願いしたいと思います。

森杉専門委員長 審議と答申案の検討は、これで終わりました。よろしいですね。

それでは私として、この段階で、委員の方々というよりも、県民の方々に申し上げたいコメントがありますので、それを読み上げます。

パブリックコメント等、要望書等でご存じのように、ダム事業に反対している県民の方々がたくさんおられるということも事実であります。このような反対意見があるということは県としてもしっかり受け止めておられると思いますが、我々も受け止める必要があると思っています。

一方で、もちろんダムによって治水の便益が得られる人々がたくさんおられるということも心にとめておく必要があるだろうと思います。しかし、ダムのような大規模事業は県民生活への影響が非常に大きいわけですから、もちろん県民の関心も高いことは望ましい

ことであります。

したがって、直接的に事業の影響を受ける住民の方々への説明も、むしろ逆に、ダムに反対の意見を持っておられるの方々に対しても、さらに説明会などの方法などを工夫して、可能な限り県民に対してダム（による治水）の必要性について、理解を得られるよう努力しなければならないと考えている次第です。特に、今日も問題になりましたが、環境への影響については、確かに予測が付きにくい分野であり、よくわからないという分野であります。さらに、ダムは上流と下流を分断するという変化も与えます。環境に大きな被害が及んだ場合、ダム建設後では取り返しがつかないのではないかと、このような意見もあったところであります。

私としては、確かにこのような不安な点はありますが、先ほどは私の考え方をメモでお渡ししお話しさせていただきましたが、建設されたダムにおいて、明快にダムが原因で問題が生じているとされている事例は今のところ報告されてないか、あるいは非常に少ないとされています。その意味において、ダムを建設しても環境に重大な悪影響を与える可能性は低いのではないかと私は考えております。

ダムの他の代替案と比べる際、一定程度、環境への影響が同じような状況における比較としては、ダム案も1つの選択肢として仕方がないのではないかと考えるわけです。

川と自然というキーワードがありました。これについても現在のところ、影響の度合いがわからないとすれば、やはり治水政策は避けていくことができないわけですから、十分なモニタリングを行うということで対応できる可能性が高いのではないかと、自分としては思っている次第です。

私としては、昨年度の意見聴取、今回の関係地方公共団体や関係住民の方々のご意見からわかりますように、現実として洪水被害を受ける可能性の高い地域に住んで、できるだけ早く安全な生活ができるということを望んでおられる方がいる中であって、治水政策というものは、治水効果が早期に発揮される現在の県の原案が望ましいのではないかと思います。

今回の検証では、安全度、コスト、実現性、実現時期の問題等、検討を進めてきた結果、このような案が妥当であろうと、意見としてまとめたところでありますが、皆様方へのご理解を得たいと思ひまして、このようなコメントをさせていただきました。

佐々木委員 整理の仕方として、最初に「たくさんの反対意見」、「反対する人がたくさん」と2つのコメントがあったのですけれども、あとのほうの、たくさん、はそのとおりだと思うのですけれども、最初の、たくさんは、単純に「反対する人がいる」ぐらいの事実だけでよいのではないのでしょうか。

森杉専門委員長 はいそうです、そのつもりです。

佐々木委員 2つ目は、「ダムの必要性」というよりは「ダムによる治水の必要性」のほうがいいのではないかな。3つ目は、「仕方がない」というよりは「客観的な事実」という表現がいいのではないかと思います。

森杉専門委員長 ありがとうございます。

それでは、以上でダム関係の案件は終わることになります。休憩します。

（休憩 / 再開）

(2) 大規模施設整備事業の事前評価について

・国体選手強化施設整備事業(多目的屋内練習施設等整備) 諮問審議

森杉専門委員長 再開します。大規模施設整備事業の事前評価です。事務局からの説明をよろしくお願ひいたします。

<事務局から資料 8 により大規模事業の事前評価(諮問)について説明>

<事務局から参考資料 1 により専門委員会における効率的な審議方法について、また参考資料 2 により大規模事業の事前評価について補足説明>

<事務局から資料 9 により国体選手強化施設整備事業(多目的屋内練習施設等整備)の基本構想作成時の事前評価の審議結果概要について説明>

森杉専門委員長 今回、審議する内容は、事業の有効性と効率性、これがポイントであるということでもあります。委員の皆様方は、この点に注意して説明を聞いていただき、ご意見を賜りたいと思います。

それでは、基本設計時の国体選手強化施設整備事業の事前評価について、事務局からの説明をお願いします。

<スポーツ健康課から資料 10 により国体選手強化施設(多目的屋内練習施設等設備)事前評価関係資料 基本設計時の事前評価 について説明>

森杉専門委員長 ありがとうございます。当面、まずはご質問等お願ひいたします。今日お答えいただくわけではありませんけれども、どこからでも指摘してご意見をください。

最初に技術的な内容ですけれども、費用便益分析のところの言葉が、余剰分析、余剰費用とか、余剰の範囲とか、累積便益だとか、便益期間だとか、わかりにくいし誤解も与えるような言葉です。例えば余剰費用というのは、ここでは、どうも需要曲線のことを言っておられるようですね。

スポーツ健康課及川主幹兼施設・学校健康担当課長 この需要曲線の網かけの部分、三角の部分のことを指しているつもりでございます。

森杉専門委員長 それを余剰費用と言っているのですか。普通は余剰費用という言葉を使いませんね。これは、消費者余剰ですね。こういう言葉を使うととんでもない誤解を与えて危険です。事務的なことですが、費用便益分析で普通に使う言葉と違い、誤解を与えますので、普通の言葉に変えたほうがいいと思います。

私からは、以上です。ご意見とかご質問とかありませんか。

平塚委員 トラベルコスト法は言葉が独特の専門用語で、確かにわかりづらいです。資料の 17 ページ、利用見込数、競技別に示してありますが、これは季節変化なども入れた数ですか。これは登録数ですか。そうすると、いわゆる最終的な費用便益分析をする場合はどのようになるのですか。

及川主幹兼施設・学校健康担当課長 この数字を基数にいたしまして、その前の 16

ページに、年間の利用者見込みを整理させていただきまして、このような形で出させていたいただいたものであります。先ほどの競技種目数はあくまでも参考でございまして、それらの積み上げで出てまいりましたものを、基本的には強化選手以外は、夏場は登録数の 25 パーセント、積雪寒冷時期はこの施設を使うしかないこととなりますので、30 パーセントとみて積み上げた数字でございます。私どもの感覚からすれば、30 パーセントよりもっと増えるだろうとは見ていますが、固い数字でみさせていただいたものでございます。基になっているのは先ほどの数字ですが、それが丸々この施設を使うと見込んでいるものではありません。

平塚委員 こういう場合の利用者は、ここを使うためだけに来て帰る、という設定なのですか。

及川主幹兼施設・学校健康担当課長 基本的にはそういう形になると思います。通常、公園とかですと、どこかに来たついでに寄ってみるとか、買物に来たついでというのもあるかもしれませんが、当施設は練習のための施設として整備しますので、目的があってこの施設に来る。すぐ帰るかどうか、ついでにどこかに寄るかもしれないが、あくまでもここは、練習することを第一目的で来ると考えております。何かのついでという方は、ほとんどないだろうと見ています。

平塚委員 前回も質問等があったかもしれませんが、これと並び立つような類似の施設はないという前提でしたか。

及川主幹兼施設・学校健康担当課長 ございません。

平塚委員 将来的にもない。

及川主幹兼施設・学校健康担当課長 将来はわかりませんが、これくらいの施設を造るお金はないと考えています。

倉島委員 費用対効果分析では、随分長く 50 年を想定していますけれども、鉄骨構造は 34 年の耐用年数で、プラス 15 年延ばすということで、メンテナンスのお金も計上されていましてけれども、具体的な鉄骨構造の延命の方法というのは決まっているのですか。

及川主幹兼施設・学校健康担当課長 延命の方法は、具体的にこういった工法を使って、というところまで十分に検討しているものではありませんが、同種の鉄骨の建物等を見ますと、34 年が耐用年数にはなっていますが、実際は 50 年、60 年使っているのがほとんどです。当然ながら、改修の費用はかかってまいりますが、少なくとも 50 年は使うべき施設だろうというふうに私たちも考えていますし、それは（実績から）十分可能であると考えています。具体的に、延命の方法ということであると説明はちょっと難しいのですが。

倉島委員 わかりましたけれども、そうすると鉄骨の 34 年という寿命に意味がないような気がするのですけれども、大した質問ではありませんけれども。

及川主幹兼施設・学校健康担当課長 34 年というのは一般的と言いますか、国（財務省令）で示されている耐用年数というだけなのです。減価償却の場合は 34 年を使うとされています。

倉島委員 減価償却の場合であって、耐震とか強度が落ちるとか、そういう意味ではないということですね。

南委員 施設のイメージをつかみたいのですけれども、トレーニングとかコーチングとかそういう人たちが常駐しているようなことはあるのですか。人件費が載っていますが、

だれかコーチみたいな人がいて、あるいは管理人みたいな人がいて、施設全体を常に運営しているのか、建物だけがあって、使う人が予約して、どこかで鍵を借りて使うのか、そのへんはどうでしょうか。

及川主幹兼施設・学校健康担当課長 コーチとか、そういう人たちがここに常駐するというのではなくて、大ざっぱに言えば、場所は提供しますと。練習の際には、選手だけでなく指導者も一緒にまいますので、そちらで指導する人たちは指導する。ただ、スポーツ健康科学センターとして医科学機能も備えますので、そちらのほうにはトレーナー等は常駐する形になる。練習や競技のコーチはこの施設としては常駐しないということです。

南委員 今の運動施設のほうと医科学施設を併設するとのことで、同じ1つの建物としての審議ですよ。そちらのスポーツ医科学のほうには、そういう方々がいるという形とありますが、それは積算として、この人件費の中に入っているのですか。

及川主幹兼施設・学校健康担当課長 入っております。

南委員 わかりました。

堤委員 何点かお願いします。県営体育館の収入実績から収入を見込んでいますが、まず料金体系は、県営体育館とほぼ同じと考えてよろしいのか。2つ目は、こちらが9万人、10万人増えるということは、県営体育館の利用者は減るという前提で考えたらいいか、純増ということはないのかかもしれませんが、県営体育館の収入減をどう考えたらいいかということです。

3つ目は、県債20億円に対して50年分の便益を見ていますが、これは50年の県債を発行するのか何年償還なのか、予定を教えてください。その償還額によって、収支差額が7,500万円のマイナスになっているので、それプラス県の償還額が毎年いくらとなれば、毎年トータルのキャッシュフローが1億円ぐらい出るとか、その償還額を知りたかったので教えてください。

4つ目は、強化選手は国体まで減免しているようですが、その後、減免をしないのかどうなのか。つまり、目の前の国体だけを見て考えるのか、将来的に選手強化をどういうふうにやっていくのか。減免はしないという計画ですが、ではしないということでもいいのか、ということを確認したい。あるいは決まっていなくてもいいかもしれませんが。

最後に、収支に関しては単年度で7,500万円のマイナスというふうに書いていますが、少なくともこういう計画の時は10年、15年ぐらいの計画があって、経費が同じなのか、収入が減っていくのか増えていくのかというぐらいは、10年も20年も全く同じという計画ではおかしいと思うので、その辺の推移を考えておくべきだと。通常であればオープンした時は、ある程度少ないのだけれども、3年後ぐらいには増えていくとか、事業から言えばそういう傾向は結構あると思うのですが、ここはどういくのか傾向がわからないので、その辺の方向性を見せてもらいたいと思います。一気に5つぐらいですけれども教えてください。

森杉専門委員長 今、すぐのお答えでなくてもいいですから、すぐできるならお答えください。必ずしもそうではないという議論は次回に、整理した後に行っていただくほうがやりやすいですから、今、お答えできることをお答えください。その他のことは次回にもっていくというふうにやっていただければいいです。

及川主幹兼施設・学校健康担当課長 5つほどご質問があったと思います。まず使用料でございますが、現在、想定してありますのは、具体的な算定はこれからになります。体育館の使用料とそんなに変わらないというふうに考えております。ほぼこの額と大きな違いは出てこないだろうと考えています。

この施設を使うことによって、年間9万人、10万人増えるのに体育館等の使用はどうなるかということでございますけれども、先ほどの17ページにあります競技種目別の人数、登録数をご覧いただくとおり、ここの施設を使うのは、基本的に屋外競技の競技者が練習するものでございます。体育館は当然ながら屋内競技で使いますので、そこは競合することは、まるでないかとなると、場合によってはこちらを使うことは出てくると思いますが、基本的にはこっちが増えた分だけ体育館の利用者が減るというものではなくて、あくまでも外でできない時に中で練習するための施設でございますので、競合する部分は少ないだろうと考えております。

県債につきましては、何年償還というものを私どもでは現段階でまだ想定しておりません。50年というのはありませんので、20年30年の形になるかなと思いますが、これにつきましては次回までに整理させていただきます。

また、強化選手の減免というお話がございました。これは前回もご質問があったかと思いますが、今の想定では、あくまでも平成28年度の岩手国体のための強化の施設が第一目的でございますので、そのためには当然ながら、これを最優先にしたいと思っておりますので減免を考えておりますが、そのあとにつきましては一般の競技選手、まるっきり同じ並びになるか、もう少し優先するかということが出てきますけれども、ほぼ同じような形で考えたいと思っております。ただ、国体候補選手の強化を緩めるかということではなくて、この施設を使わせることだけが強化なり支援の方策ではありませんので、いろいろな形で支援してまいりますし、その支援の中で、もう少し力を入れたほうが良いと、この減免を続けたほうが良いという判断がされるのであれば、その時点でまだ減免を続けるという可能性もありますが、今の前提では、岩手国体後は、減免は解除するという想定のもとにつくった見込みとなっているものでございます。

今後の推移につきましては、次回までに整理させていただきます。

森杉専門委員長 今回の需要がどこから、どんなふうに来ているかとか、あるいは県の体育館から来ているか来っていないかというのは、事後評価で、来た人にアンケートを取って、いつもモニタリングをやって、予想していたこととどうかというチェックを必ずやっていただいて、またこういうところに報告いただくと、他の事業へのすごく大きな参考になりますし、反省事項も出てくるかもしれません。ぜひ、徹底的に事後の調査ができるような体制をしいていただきたいと思っております。

及川主幹兼施設・学校健康担当課長 わかりました。

堤委員 今の関連ですが、県営体育館の単価をただ掛算しているだけなので、こういう収入の根拠というのは、ちょっとあり得ないのではないのでしょうか。もう少し精査して、料金体系が何種類かあるでしょうし、中学生と一般成人で料金が違うということもあるでしょうから、単純に88.6円を掛けるというのはちょっと考えられないですね。もう少し料金体系を明確にしてスタートしていかないと、料金が安ければ来るし、高ければ来ないですよ。そういうことも考えていかなければならない。安ければ安いなりに収支は悪化し

ます。人が来ても収支は悪化して、その差額を県が負担する。どっちがいいかを判断しなければならないから、ここはもっと細かい収入の計画をつくっていかなければならないというふうに感じます。

森杉専門委員長 今おっしゃったことは、価格弾力性ですから、消費者余剰の計算にもろに影響してくるのですね。

佐々木委員 今日には事業の有効性についても審議するということですがけれども、資料の10の1ページ、3番目に事業の有効性(効果)、4番目に施設計画の妥当性ということで書いていますけれども、この事業が国体選手の強化施設として整備するということなので、効果のところはこの形でいいのかもしれませんが、その他として、費用対効果で、国体選手以外の利用者が練習する便益も見ているので、施設計画の妥当性のところにも書いてある2つの項目を効果として組み入れてもいいような気がしますけれども。妥当性のところにも書いてある1つ目は、冬季間の練習場のことだと思うのですが、練習ができるのだという書き方をしていますし、2つ目は、2行目のところで、この施設が県民のスポーツ振興の中心的施設となっていくのだと書かれていますよね。こういうことができることによって、県民のスポーツ振興政策が進められていく、中心的施設ができるというのは1つの効果にもなってくるとも考えられますので、このところをうまく整理していただければと思います。

及川主幹兼施設・学校健康担当課長 ありがとうございます。今、佐々木委員からのご指摘の内容につきましては、1ページの内容についてのご指摘だと思いますが、実際、内容としては5ページ目に、おっしゃっていただきました内容に近いようなことを表現しているつもりでございますが、これを1ページにまとめる際に、どっちにどの項目を、という形で若干整理されていない部分がありますので、1ページのほうを整理させていただければと思います。おっしゃっていただきましたスポーツの振興とか冬季間の競技力向上とかの部分は、確かに事業に期待される効果でございますので、そこは5ページ目のほうでは若干書かせていただいている部分であります。もう少し1ページ目のほうの整理の仕方を考えさせていただきたいと思っております。

佐々木委員 練習場ともう一つ、スポーツ健康科学分野をつくることになっている。そのところの効果というのがあまり出てきていないようなので、うまく表現しきれているかどうかチェックしてもらえますか。

及川主幹兼施設・学校健康担当課長 確かにそこはこの施設の売りでもありますので、もう少しそこを強調するような表現にさせていただきます。

森杉専門委員長 先ほど高樋委員が所要のため帰る際に、僕に個人的な意見と言っていたのですが、国体が終わるとお客さんが少なくなる可能性が十分あるのではないかと。結局、モニタリングと同じことですが、その場合には、例えば前回も他の利用の仕方というのがあったのですが、そういうことも考えておく必要があるということです。モニタリングをしっかりとやることと連動するお話だと思うのですね。というお話がありました。ちょっとインフォーマルですが、事後評価におけるモニタリングと連動した格好ですね。

南委員 ちょっと違う視点かもしれないですが、建物は象徴的な存在として、建築物としての役割は大きいように思うのです。県営体育館のほうは非常にシンボリックな建物

になっていますし、この施設ができた時には県民へのアピールも大きいように思うので、残るような、写真にも出ていますけれどもデザイン性というか、それも大事ではないかと思しますので、設計にあたっては、どこか心の中に入れておいてほしいと思います。

及川主幹兼施設・学校健康担当課長 今回のデザイン性につきましては、私どもも設計業者のほうに、簡単な言い方をすれば見栄えのいいものとか、なるべく木を使った仕様のものとか、注文は出したりはしております。基本的には、繰り返しになりますが、国体選手強化のための施設、競技力向上のための施設でありますので、基本設計の検討にあたりましては、私どもでも外部の有識者の方も入れまして基本設計の検討委員会なるものを立ち上げまして、その中でも検討していただきました。その委員会でありました意見の中で、一番集約的な意見としては、まず機能を第一にしてくれということでした。そのための施設だから機能を十分に発揮できるような施設にしてくれというような意見が多数出されております。私どもとしても、もちろんデザイン性を考慮しないわけではありませんが、期待される効果はやはり競技力向上と考えておりますので、その第一目的、第一に期待する効果を十分に発揮できるような機能を優先的に考えさせていただいたということがございます。

堤委員 先ほど効果の話がありましたけれども、毎年の 7,500 万円の赤字、そして償還金のほうは目立たないかもしれないけれども、償還期間が 20 年だとすれば毎年 1 億円程度ですね。そういう金額を負担して行おうとする事業の効果としては、評価調書に記載の内容では全く足りないように思います。毎年 1 億 7,000 万円も負担するのだよ、それについてはこれだけの効果があるのだよ、ということを書いていかないと、絶対に（県民も）この金額に納得しません。私はそう思いますので、とりあえずの国体は、目先のステップとしては必要だと。これはこれとして。では、50 年の耐用年数を考えているのだから、途中、途中で、どういう効果を目指してここ 10 年の計画でやっていくのだとか、こういうものがないと、あとの 40 年間は何を目的にこの施設を使っていくのかと。例えば、20 年間に渡って毎年 1 億 7,000 万円のお金が出ていく。そのあとは、毎年マイナスの 7,000 万円が出ていくとすれば、何を目的にやっている施設なのだとやったときに、やっぱりあやふやではだめだと思います。ですから当面、国体のある平成 28 年に、そしてその後の 35 年、40 年の効果ということが何かないと、効果としては薄いと思います。やっぱり 1 ページぐらい、効果を並べてほしいと、そういう感じがいたします。いろいろ効果とか有効性をひねり出して、こんなに簡単な言葉ではなくて、ぜひ、50 年間の効果を期待したいものだと思います。

森杉専門委員長 今のお話は、有効性という言葉と効率性という言葉が、1 ページ目の概要では消えていて並んでいないですけども、2 ページ目以降の調書では、効率性、有効性がありますね。有効性のほうでは、大会における上位入賞者とかになっていますね。今度は効率性のほうになってくると、今おっしゃったようなお金を使って造った施設が有効に利用されますよ、というわけですね。利用があるということは、そこに価値を生み出しているから来ているのだと、こう考えるわけですから、この消費者余剰の値そのものが、1 つの効果なわけです。その位置づけが明快ではないですね。

それは本当ですか、ということはまだ別にして、概念的には費用便益の便益は事業の有効性でもあるのですね。利用してくれるということは、そこに価値があるから利用してい

ると、こう考えると有効性でしょう。その結果は、国体に向けた競技力向上のために利用している人もいるでしょうし、単に普段の練習のために利用している人もいるでしょうけれども、そのために、これだけの人 coming ことが有効性だと言える。というふうな位置づけを明快にしたほうがいいと思うな。今の堤委員のおっしゃるコメントに対して、そんなふうに整理したほうがいいと思いました。結局のところ、ここに来る人は何のために来るのだと。来てくれるから効果があるのだ、ということでしょう。

及川主幹兼施設・学校健康担当課長 その方向で整理します。

堤委員 例えば大きな意味合いでいうと、医療費の削減などということまでいかないですか、この医科学センターというのは。大きな意味合いでそこまでいくと、結構なかなかの施設だなと。間接的すぎますけれども、大きな目で見えていったほうがいいのかもしいですね。

森杉専門委員長 そこまでは、なかなかつなげられないと思います。こういうことに関して言うておくことがあるでしょうね。

大体、論点とか疑問点とかコメントが出ましたので、論点は、審議の内容を踏まえて事務局のほうで整理していただきまして、次回に、ここで答えられたことと、答えていなかったことの件と、コメントに対する担当者側からのコメントの格好で整理した一覧表をつくっていただきまして説明いただきます。そして継続的に審議して、これは次回に大体決着の予定ですね。今のような状況を見てもそういう予定でしょう。

荒澤主査 現在、パブリックコメントを行っております。意見が出てきた場合は、今回の宿題と併せて3月18日の専門委員会で継続審議をしていただくこととなります。継続審議した結果、新たな論点が出ましたら、また次回ということになりますし、特に論点がなく整理されたとすれば、そこで審議が終了することはあり得ます。

森杉専門委員長 あとパブリックコメントがあるということですね。わかりました。

(3) その他

森杉専門委員長 以上で本日の審議を終わりたいと思いますが、よろしゅうございますか。本当に長時間、ありがとうございました。

4 閉会

<事務局から閉会を宣言>